

- 生活保護受給者は法定免除！
なので、手続きは何もしなくていいの？
- 受給資格期間短縮で、年金局ではなく、
社会・援護局が新規事業！



筆者プロフィール

長沼明 (ながぬま あきら)

浦和大学総合福祉学部客員教授。志木市議・埼玉県議を務めたのち、2005年からは志木市長を2期8年間務める。日本年金機構設立委員会委員、社会保障審議会日本年金機構評価部会委員を歴任する。社会保険労務士の資格も有する。2007年4月から1年間、明治大学経営学部特別招聘教授に就任。2014年4月より、現職。主な著書に『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる？』（2015年、年友企画）、『年金相談員のための被用者年金一元化と共済年金の知識』（2015年、日本法令）

黄色い封筒の届いた受給資格期間短縮の人の手続きをしている社会保険労務士の先生からこんな話を聞きます。ある女性の納付記録を点検していて、国民年金保険料の滞納（未納）を意味する【*】（アスタリスク）の表示が印字された期間について、夫の加入記録と突合すると、実は夫に扶養されていた国民年金の第3号被保険者になる可能性のある期間がある…。

別の单身男性で、納付記録がずっと【*】（アスタリスク）が続いているので、尋ねると、実は生活保護を受給していたと言われた…。

今月は、受給資格期間の短縮に関連して、生活保護受給者の受給期間が、滞納と表示されていた事例をもとに、当時、当然に行われていなければならなかった手続きが、行われていなかったときに、いま、どのような手続きをしなければいけないのかについて、国の新規事業も紹介しながら考えていきたいと考えています。

I 生活保護受給者は、法定免除！ 手続きは何も不要か？ ~ [国民年金保険料免除理由該当届] を提出！ ~

(1) 『法定免除』でも手続きは必要！

『法定免除』というと、障がい基礎年金を受給している、生活保護の生活扶助を受給している、という人の状況が思い浮かびます。年金相談をずっとやっていると、待たなしで対応しなければならず、いちいち法律の条文を開いている暇（いとま）がありません。

とはいえ、ときには、法律の根拠条文にあたるのが必要になるときもあります。

その『法定免除』ですが、国民年金法のどこに規定されているのでしょうか？

国民年金法第89条第1項です（【図表1】参照）。

法律の条文を示しておきましょう。

●【図表1】国民年金法第89条第1項（『法定免除』）

第89条 被保険者（第90条の2第1項から第3項までの規定の適用を受ける被保険者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたものを除き、納付することを要しない。

- 一 障害基礎年金又は厚生年金保険法に基づく障害を支給事由とする年金たる給付その他の障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの受給権者（最後に同法第47条第2項に規定する障害等級に該当する程の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく3年を経過した障害基礎年金の受給権者（現に障害状態に該当しない者に限る。）その他の政令で定める者を除く。）であるとき。
- 二 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める施設に入所しているとき。

2 前項の規定により納付することを要しないものとされた保険料について、被保険者又は被保険者であつた者（次条から第90条の3までにおいて「被保険者等」という。）から当該保険料に係る期間の各月につき、保険料を納付する旨の申出があつたときは、当該申出のあつた期間に係る保険料に限り、同項の規定は適用しない。

本稿では、『法定免除』のうち、生活保護について述べていきますので、ここからは国民年金法第89条第1項第2号についてのみ記します。

国民年金法第89条第1項第2号では、生活保護を受けている者の、『法定免除』の要件と期間を規定しています。

厚生労働省がHP上で公開している『国民年金法 逐条解説テキスト』の解説を踏まえると、国民年金法第89条第1項第2号は、【図表2】のように整理されると、筆者は認識しています。

●【図表2】生活保護による法定免除の要件とその期間

■要件：生活保護法による生活扶助を受けているとき

◆期間：要件に該当した日（保護の開始日）の属する月の前月から、該当しなくなった日（保護の廃止日）の属する月までの期間

さて、生活保護法第11条第1項第1号に規定する生活扶助を受けているときは、『法定免除』なのだから、国民年金法上は、何も手続きはしなくていいのでしょうか？ 福祉事務所やケースワーカーがすべて手続きを代行してくれているのでしょうか？

『法定免除』の言葉に響きからすると、生活保護の受給者は、何もしなくてもいいように思えますが、実際はどうなのでしょうか？

生活保護を受けている人は、市役所等の国民年金を担当する窓口へ届出を提出する必要があります。これを提出しておかないと、国民年金に加入していても、生活保護の生活扶助を受けていた期間は、納付記録上、【*】未納の表示が出てくることになります。

国民年金法施行規則第75条には、「保険料免除に関する届出」として、次のように規定されています（【図表3】参照）。

●【図表3】国民年金法施行規則第75条「保険料免除に関する届出」の規定

（保険料免除に関する届出）

第75条 第1号被保険者は、法第89条第1項各号のいずれかに該当するに至ったときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、国民年金手帳を添えて、14日以内に、これを機構に提出しなければならない。ただし、厚生労働大臣が法第89条第1項各号のいずれかに該当するに至ったことを確認したときは、この限りでない。

- 一 氏名及び住所
- 二 保険料の免除理由及びそれに該当した年月日
- 三 基礎年金番号

では、この届出の書類のことは、なんというのでしょうか？

【国民年金保険料免除理由該当届】といいます。【図表4】をご覧ください。

●【図表4】【国民年金保険料免除理由該当届】

国民年金保険料免除理由該当届																		
①年金手帳の基礎年金番号					②生年月日					被保険者氏名								
					★ 5. 昭和 7. 平成													
届書コード・処理区分		届書内容		③ 該 当 年 月 日					★ ④ 免 除 理 由					* ⑤ 届 出 年 月 日			*⑥ 法免継続表示	送信
6 2 1 1		免除理由該当届		★ 5. 昭和 7. 平成					法第89条 1. 1号該当 2. 2号該当 3. 3号該当 4. 1号・2号該当 5. 1号・3号該当 6. 2号・3号該当 7. 1号・2号・3号該当					7. 平成			1. 継続	
○免除理由に該当しても申し出により国民年金保険料を納付すること(または納付済のままにすることが)できます。 納付申出を希望しますか。 ★ (1. はい 2. いいえ) 1. はいに"○"をしたときは、下の国民年金保険料免除期間納付申出書(任意)を記入してください。																		
国民年金保険料免除期間納付申出書 (任意)																		
○納付申出を希望する方は、下の③及び④に納付を希望する期間を記入してください。終期を指定しないときは、(★59歳11か月まで)に○を付してください。 ※この申し出をする方は、裏面の確認事項を必ず確認してください。(記載例は裏面に記載していますので参考にしてください。)																		
届書コード・処理区分		届書内容		③ 納 付 申 出 始 期					④ 納 付 申 出 終 期					* ⑤ 申 出 年 月 日			*⑥納付書停止表示	送信
6 3 8		免除期間納付の申出書		7. 平成					7. 平成					7. 平成			1. 納付書作成しない	
○付加年金または国民年金基金の加入状況について該当する項目に○をお願いします。																		
1. 現在、付加年金または国民年金基金に加入中ですか。 ★ 1. 付加年金に加入している 2. 国民年金基金に加入している 3. どちらも加入していない																		
2. 上記の1または2に加入中の場合、納付申出後も継続して加入を希望しますか。 ★ 1. はい 2. いいえ																		
☆国民年金保険料免除期間納付申出(任意)を同時に行う場合は、裏面の確認事項を確認したうえで申出してください。																		
平成 年 月 日																		
日本年金機構理事長 あて																		
住所 氏名 電話																		
印																		
受 付 印 市区町村 年金事務所																		
1. ★印の欄は、該当する項目を○で囲んでください。2. *印の欄は、記入する必要がありません。 3. 納付申出(任意)には、国民年金手帳もしくは基礎年金番号通知書の写しを添付または原本の提示をしてください。(国民年金保険料免除理由該当届のみの場合は、添付等は不要です。) 4. 裏面の注意事項をよくお読みいただき確認欄に印をお願いします。																		

なお、厚生労働省が市町村の国民年金担当職員向けに作成した『業務支援ツール』の資料によれば、市町村の国民年金の担当窓口には、【国民年金保険料免除理由該当届】を提出する際には、『生活保護受給票』または『生活保護受給証明』の添付が必要、とのこと。

さて、『生活保護受給票』と『生活保護受給証明』とは、どのようなものなのでしょうか。

本稿では、『生活保護受給証』（『生活保護受給票』に相当）と『生活保護受給証明書』（『生活保護受給証明』に相当）という言葉を用いて、説明していきます。

『生活保護受給証』とは、生活保護の受給開始が決定になった際に、受給世帯に交付されるもので、世帯主の氏名・住所・世帯員全員の氏名および生年月日等が記載されています。ある自治体の福祉事務所の『受給証』は、健康保険の被保険者証が、カードサイズになる前の、紙製で三つ折りにしていた時代の、大きさのものです。年度ごとに更新され、保護が廃止になれば、福祉事務所に返還します。

一方、『生活保護受給証明書』とは、過去に生活保護を受給していた期間のことを証明するために、当時の福祉事務所に発行してもらった証明書ことをいいます。筆者の知る範囲内では、A4サイズで、福祉事務所によっては、住民票など同様に、コピーをすると、「複製」の文言が浮かび上がるものもあります。

また、『受給証』は、日曜・祭日など、病院・クリニックなどに緊急に受診する際に、『医療券』の替わりになるものでもあります。保育園に入園する際などに、保育料の免除を受ける場合にも、使用します。

あくまでも、本稿の記述で用いている言葉とご理解ください。『受給証』や『生活保護受給証明書』の名称・用紙の大きさ・記載事項等は、福祉事務所により異なります。

このときに大切なのが、『受給証』または『生活保護受給証明書』に、生活保護の種類として、「生活扶助」を受給していることが記載されているかどうかです。法定免除になるのは、あくまでも「生活扶助」なので、確認をお願いいたします。

(2) 『法定免除』の手続きがなされていない場合は、どうするのか？

それでは、黄色い封筒が届いた高齢者で、以前、生活保護の生活扶助を受けていたが、『法定免除』の手続きをされていない場合はどうなるのでしょうか？

たとえば、若いときに、10年ほど厚生年金保険に加入し、その後、体調を壊したり、家庭内でいろいろなことがあり、転居し

て、〇〇県〇〇市で生活保護（生活扶助）を受け、また、しばらくしたのちB市に転居し、ここで黄色い封筒が届いた＜年金太郎＞（昭和22年11月30日生まれ、ずっと単身、男性、69歳）さんの場合はどうなるのでしょうか？（あくまでも事例はフィクションです）

国民年金の加入の手続きをしていなければ、国民年金の加入から手続きをすることになります。

国民年金に加入記録があり、納付記録を見て、生活保護を受けていたという期間が【Y】（法定免除）になっておらず、【*】（未納）という表示になっていれば、〇〇県〇〇市の福祉事務所宛に、当時、生活保護を受けていた証明書を交付してもらうことになります。これが、先ほど述べた『生活保護受給証明書』です。

筆者が、各自自治体の「〇〇市生活保護法施行細則」を検索して調べたところ、『生活保護受給証明書』の様式が定まっている福祉事務所と、少なくとも「〇〇市生活保護法施行細則」上では、何も規定が置かれていない福祉事務所がありました。

いずれにしても、各福祉事務所の様式・記載事項はさまざま、ということをご理解ください。

そして、繰り返しになりますが、『生活保護受給証明書』は、年金事務所などに年金請求をするために使用し、【*】（未納）を【Y】（法定免除）にするためのものですから、『法定免除』と認めるに必要な情報が記載されている必要があります。

実際に交付されている【生活保護受給証明書】をみると、様式や記載されている事項はさまざまですので、筆者のほうで、【生活保護受給証明書】のひとつのサンプルを作成しました（【図表5】参照）。サンプルですので、実際に交付されている雛型とは異なります。

【図表5】の【生活保護受給証明書】については、生活保護受給期間を法定免除として認定するうえで、必要な事項を様式欄に盛り込みました。

●【図表5】【生活保護受給証明書】のひとつのサンプル

生活保護受給証明書

次の者は、下記の期間、生活保護法による生活保護を受給していたことを証明します。

1	氏名	年金太郎
2	生年月日	昭和・平成 22年 11月 30日
3	性別	男・女
4	住所 (または居所)	〇〇県〇〇市△△町X-Y-Z
5	受給期間	開始 昭和・平成 3年 7月 7日
		廃止 昭和・平成 8年 10月 25日
6	保護の種類	生活扶助・住宅扶助・教育扶助・ 医療扶助・その他(扶助)
7	特記事項	

平成29年 5月15日

〇〇県〇〇市福祉事務所長

公印

＜この書式はあくまでもサンプルです＞

『生活保護受給証明書』に記載されるべき、と筆者が考えるポイントを【図表6】に記しました。

●【図表6】『生活保護受給証明書』の記載のポイント

- ① 法定免除の該当者と生活保護受給者が同一人物であることを特定するために、原則として、住民基本台帳に登録されている4情報(氏名・住所・生年月日・性別)が記載されていること(ただし、実際に交付された【生活保護受給証明書】をみると、性別が記載されていないものもあります)。
- ② 保護の種類として、生活扶助と明記してもらうこと。ただ単に、生活保護を受給していたという記載だけでは、『法定免除』の要件を満たしません。不十分です。
- ③ 保護の開始時期と廃止時期が明記されていること。

生活保護については、「世帯単位の原則」(生活保護法第10条)から、つまり世帯を単位として生活保護を決定していることから、【生活保護受給証明書】には世帯主が記載されていることが一般的ですが、『法定免除』を判定するうえでは、不要と筆者は認識しています。

また、福祉事務所によっては、【生活保護受給証明書】という名称ではなく、【(生活保護)適用証明書】という名称を用いている自治体もあるようです。

(3) 生活保護の「停止」期間は、『法定免除』の取扱いになるのか？

生活保護の実務では、「開始」と「廃止」以外に、「停止」という決定もあります。「停止」期間中は、『法定免除』該当するのか、該当しないのか、実務担当者としては、判断に悩むところです。

まずは、「停止」の文言が規定されている生活保護法をみてみましょう。

生活保護法第26条です(【図表7】参照)。

●【図表7】生活保護法第26条「保護の停止及び廃止」の規定

(保護の停止及び廃止)

第26条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第5項(筆者注：要保護者が虚偽の報告をしたり、立入調査を拒んだり、医師等の検診を受けるべき旨の命令に従わないときなど)又は第62条第3項(筆者注：指示等に従う義務違反)の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

この条文の規定がどのように解釈され運用されているかです。

生活保護法第26条の「被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し」の箇所を読むと、「保護を必要としなくなつた」のだから、「保護の停止が決定された」と理解すると、国民年金法第89条第1項2号に規定する「生活保護法による生活扶助を受けるとき」(【図表1】参照)に該当しない、とも考えられそうです。

一般的には、実務で判断に悩んだときは、日本年金機構の<疑義照会>に当たります。厚生労働省のホームページにアップされている市町村職員向けの『業務支援マニュアル』には、日本年金機構が市町村や年金事務所等に回答した、さまざまな事例が掲載されています。

「停止」期間の取扱いについても、市町村職員向けの『業務支援マニュアル』の<疑義照会>の欄に掲載されています(【図表8】参照)。

実務上の取扱いは、日本年金機構の<疑義照会>の回答の例によっているようです。

●【図表8】「停止」期間中における「法定免除」の取扱い<疑義照会>

V 日本年金機構の執務用資料集	
テーマ	生活保護による法定免除について
関連条文	国民年金法第89条第2号、国民年金法施行規則第74条第1号生活保護法第26条
疑義内容	次の事例について、国民年金法第89条第2号による法定免除の取扱いをご教示願います。 1.生活保護の生活扶助及びその他の扶助を受給していた方が、生活扶助を受給しなくなり、引き続きその他の扶助を受給している場合は、法定免除に該当しますか。 2.全ての扶助を受給しなくなり、生活保護の「廃止」ではなく「停止」となった場合は、法定免除に該当しますか。
回答	生活保護に係る法定免除については、国民年金法第89条第2号に規定されており、法定免除となる援助については、同法施行規則第74条第1号に「生活保護法による生活扶助」と規定されています。 生活保護については、その当該世帯につき認定した最低生活費と収入との対比によって支給額が決定されています。生活保護受給者に収入がある場合は、生活扶助から順に住宅、教育、介護の各扶助に充当させその最低生活費との不足額について支給額が決定されています。 生活保護の「廃止」については、①保護世帯の定期収入の恒常的な増加、または、最低生活費の恒常的な減少により、以後特別な事情が生じない限り保護を再開する必要がないと認められる場合、②保護世帯の臨時的な収入の増加、または、最低生活費の臨時的な減少により、以後概ね6カ月を越えて保護を要しない状態が継続する場合は、法定免除については非該当となります。 次に「停止」については、①保護世帯の臨時的な収入の増加、または、最低生活費の減少等により、一時的に保護を要しない状態にあり、概ね6カ月以内に再び保護を要することを予測される場合、②保護世帯の定期収入の恒常的な増加、または、最低生活費の恒常的な減少により、保護を要しないと認められるが、この状態が今後継続するかの確実性がないため、生活状況の経過を観察する必要がある場合が基準とされています。この場合、保護の一時的な中断であるとのことから、引き続き法定免除に該当することになります。 よって、1.の場合は、一時的に生活扶助を受給していない場合であることから法定免除に該当します。 次に、2.の場合は、一時的に生活扶助が停止された場合であっても、ある時期が到来すれば生活保護が必要となることが予見される場合に行われる保護の一時的な中断であることから、引き続き法定免除に該当します。

【出典】：厚生労働省のHPに掲載されている市町村職員向けの『業務支援マニュアル』より

つまり、市町村・年金事務所の実務では、この<疑義照会>の回答を踏まえ、「停止」期間は、結論として、『法定免除』として取扱う、として認識され、事実、『法定免除』という取扱いが定着している、とのこと。

<疑義照会>を子細に検討すると、「停止」の事例内容を個別に案件審査し、『法定免除』として取扱う、とも判断されますが、筆者は、次のように解釈して運用して差し支えないと認識しています。

すなわち、すでに、【図表2】で示したように、「保護に該当しなくなった日」、つまり、「保護を廃止した日」(保護の廃止を決定した日)の属する月までは『法定免除』として取扱って差し支えないこと。

この事務処理のほうが、市役所や年金事務所の年金担当の現場職員の負担は重くなく(福祉事務所の決定した生活保護法第26条に規定する「停止」の内容を個別に審査し、別の所管である年金担当職員が別途、国民年金法第89条第1項に規定する『法定免除』を判断するのは事務負担が大きい)、また、法定受託事務である市町村の年金事務において、全国統一した事務処理に不均衡が生じないと認識しています。

<筆者補足：『法定免除』については、平成24年2月公表分の疑義照会の回答が誤っているのではないかと、ということで、「第50回全国都市国民年金協議会」(平成24年8月31日に奈良市で開催、筆者も現職市長としてパネリストとして出席)において、自治体側から問題提起があり、それを受け、日本年金機構側で、この疑義照会の回答の誤りを認め、あらたに【図表8】の疑義照会の回答を統一見解として示した、という経緯がある、とのこと>

II 会計検査院の指摘で、脱退手当金を受給！～厚年加入期間196月の生活保護受給者の場合～

(1) 会計検査院の指摘事項で、脱退手当金を受給！

『年金広報』(平成29年2月号)を読むと、受給資格期間の10年短縮や今後施行が予定されている年金生活者支援給付金などについて、厚生労働省年金局や日本年金機構、自治体の年金を担当する職員が意見交換をしていて、内容的にたいへん参考に

なります。

▶ http://kurassist.jp/nenkin-kouhou/kouhouPDF/nenkin-vol47_zadankai.pdf

また、筆者が自治体関係者から伺う話では、生活保護受給者で無年金の場合、会計検査院からの指摘もあり脱退手当金を受給してしまっているケースがかなりあるようです。

なお、会計検査院の指摘で脱退手当金の請求が多く行われたのは、年金機能強化法での受給資格期間短縮の法改正前に行われたものであること、そして、「生活保護受給者について脱退手当金を請求させているケースは、徹底して、福祉事務所の職員が法定免除期間や合算対象期間などの調査を行ったうえで、最終的に年金事務所職員とも記録を確認したうえで請求が行われている」と筆者は伺っています。

(2) 会計検査院から指摘された、厚年196月加入の事例！

実際の、会計検査院から指摘されている事項をみてみましょう。

会計検査院のHPに掲載されている「平成22年10月20日付け 厚生労働大臣あて」の【改善の処置を要求したものの全文】のうち、「生活保護の実施における厚生年金保険の脱退手当金の受給及び国民年金の任意加入による年金給付の活用について」の(検査の結果)の事例です(【図表9】参照)

●【図表9】「厚生年金保険の脱退手当金の活用が図られていないもの」としてあげられている事例 - 厚年の加入196月 -

▶ 事例 ①

A市では、被保護者B(昭和15年5月生。平成8年11月保護開始。)について、年金に係る他法他施策の活用を行っていなかった。

しかし、会計実地検査時点(21年1月)において、Bの厚生年金保険の被保険者期間は196か月であり、70歳までの17か月間国民年金に任意加入したとしても国民年金の受給要件は満たさないが、Bは、昭和16年4月1日以前に生まれた者で、5年以上の厚生年金保険の被保険者期間を有していることなどから脱退手当金を受給することができる認められた。

したがって、Bが脱退手当金の裁定請求手続を行っていれば126万余円の脱退手当金を受給できることになり、これを収入として認定すれば支給済保護費が126万余円(負担金相当額94万余円)低減されることになる。

厚生労働省社会・援護局も、この会計検査院の指摘を受け、平成23年1月20日(木)に開催された全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)において、「年金加入状況を把握した結果、(中略)、脱退手当金について活用の可能性がないか調査するよう、管内の実施機関に指導されたい」(全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)資料12頁)と指示しています。

しかし、会計検査院が指摘している事例は、こんにちに視点をおくとたいへん悩ましい事例です。

以下にポイントをまとめました。

●【図表10】会計検査院が指摘した事例の悩ましい点

◆厚生年金保険に196月加入。

⇒平成24年の年金機能強化法の成立で、受給資格期間短縮で年金が受給できるようになり、年金が受給できるようになった人だった<当時は、当然の指摘だったのかもしれないが…>

◆国民年金の保険料免除期間に言及されておらず、文意からして、国民年金にも加入していないように思われるが、生活保護(生活扶助)の『法定免除』期間は、受給資格期間を判定するうえで、算入されているのだろうか。

⇒平成8年11月から生活保護を受けていたのであれば、そして、それが生活扶助であれば、平成8年10月から60歳になる前月である平成12年4月までは、『法定免除』になるのではないか(ここには、会計検査院は何も触れていない)<筆者の試算では、43月が法定免除となる>

◆前住所地で、生活保護を受けていることはなかったのか？

⇒20歳から60歳までの加入期間はすべて調査したのか？

前住所地で、生活保護（生活扶助）を受けているようなことはなかったのか？ あれば、『法定免除』期間に算入されるはず。＜会計検査院というよりは、その福祉事務所が調査しておくべき事項だろうが…。＞

◆合算対象期間はなかったのだろうか？

⇒会計検査院は、合算対象期間について、全く触れていないが、Aさんは大学に在学している期間などはなかったのだろうか？

◆126万余円の脱退手当金を受給できると指摘するが、受給資格期間短縮で、年金を受給するようになっていれば…？

⇒死んだ子の年齢を数えてもしょうがないといえ、しょうがないのですが…。

「126万余円の脱退手当金」を受給できるという文言から、標準報酬月額を逆算すると、 $126\text{万} \div \text{支給率}(4.2) = 30\text{万}$ 円。これを、厳密ではないが、Aさんの平均標準報酬月額と仮置きして試算すると、以下のようなになる。

*老齢厚生年金 $300,000\text{円} \times 7.125/1000 \times 196\text{月} = 418,950\text{円}$

*老齢基礎年金 $779,300\text{円} \times (196\text{月} + 43\text{月} \times \frac{1}{2}) / 468\text{月} \approx 350,241\text{円}$
(平成29年度の年金額で、本来水準で算定)

年間で、概算で76万円余（毎月6万円余）の年金額を受給できた可能性（経過的差額加算は考慮していない）があり、当時、受給資格期間の短縮は想定されていなかったと言われればそうなのであるが…。

会計検査院の検査があると、市長を表敬訪問することが慣例であり、平成21年1月の会計検査院の現地検査という、筆者も現職の市長であったときであり、なにかこの事例は、人ごととはとても思えないのである。何とも悩ましいかぎりである。

このように、会計検査院の指摘を受けて、脱退手当金を受給した事例もあることなどから、昭和61年4月1日以後に脱退手当金を受給した期間においても、現行法では、合算対象期間に算入されませんが、合算対象期間となるような法改正を検討する必要があるのではないか、という意見も自治体関係者の中にはあります。

Ⅲ 受給資格期間短縮で、社会・援護局が新規事業！？ ～平成29年度予算で、約4億5千万円を計上～

(1) 社会・援護局で、生活保護を受けている人の年金の受給資格等を調査！

平成29年1月20日（金）、全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）が、厚生労働省の講堂で開催されました。

筆者も、受給資格期間短縮で、最新の情報が得られるものと期待して、当日出席しました。専門誌『年金実務』の編集者などとも会場でお会いしました。

当日は、厚生労働省の各部署から、平成29年度の重点事業や新規事業が、都道府県や政令市、中核市の担当者に説明されたのですが、社会・援護局の新規事業で気になる事業が目にとまりました。（当日配布された『全国厚生労働関係部局長会議資料（厚生分科会）』45頁）

残念ながら、年金局からは受給資格期間短縮に関して、筆者が期待した新しい情報は得られませんでした。

さて、気にとまった事業というのは、社会・援護局の新規事業で、その内容は、スライドに記載されているとおりです（【図表11】参照）。

筆者が現職の市長であれば、真っ先に取り組んでいた事業です。

国（厚生労働省）から4分の3の予算（補助金）がついて、専門の知識を有する社会保険労務士等をお願いして、生活保護受給者に年金制度を周知したり、カラ期間を調査したりすることが実施できるという事業です。

ケースワーカーの配置人数が少ないと指摘されている現在（市の福祉事務所においては、被保護世帯80世帯にケースワーカー1人が標準とされているが、実際はそれ以上の被保護世帯を担当している）、年金という特定分野において、福祉事務所の職員もずいぶんサポートされ、それに関する事務が軽減されます。また、年金に関する知識・情報も、これを機会にかなり蓄積することができると思います。

自治体側からすると、都道府県の社会保険労務士会や年金相談を専門に行っている社会保険労務士会の担当部会、あるいは

地元の社会保険労務士会の〇〇支部に業務委託することが考えられます(補助基準については、担当部署にご確認ください)。
また、今回の受給資格期間の短縮で明らかになったように、生活保護(生活扶助)を受けている人で、【国民年金保険料免除理由該当届】を年金担当窓口提出していなかった人も、けっこういるようです。

『法定免除』に該当する30代・40代の生活保護受給者であっても、将来の年金受給権をしっかりと確保し、生活保護法の目的のひとつである『自立の助長』に資する観点からの、【国民年金保険料免除理由該当届】を提出するという基本的な事項についても、専門知識を有する社会保険労務士からアドバイスがいただけるものと思います。

●【図表11】社会・援護局の年金に関する新規事業のスライド資料

生活保護における年金調査の一層の推進(収入資産把握等充実事業の拡充)

平成29年度予算案 4.5億円

<趣旨>

- 年金の受給資格期間短縮(25年から10年)を内容とする年金機能強化法の一部改正法(平成28年法律第84号)が、平成28年11月24日に公布され、平成29年8月1日から施行されることになったことに伴い、被保護者においても新たに年金の受給資格を得ることが見込まれる。
- このため、新たに年金の受給資格を得る被保護者の受給手続きが漏れの無いよう確実に実行されるためには、地方自治体(福祉事務所)において、短期的且つ集中的に以下のような業務を実施するための体制整備が必要不可欠である。

<事業概要>

- 1 実施主体 都道府県、市、福祉事務所設置町村
- 2 事業内容
年金調査員(社会保険労務士、年金事務所OB等)等が以下の業務を実施(雇上、委託可)。
①被保護者への制度周知をはじめ、被保護者からの相談対応
②カラ期間を含めて年金調査を行い、受給資格期間を確実に把握
③新たに年金の受給資格を得た被保護者の受給手続きが確実に
行われるよう、①裁定請求書作成の支援、②年金事務所への
同行等、年金請求手続きに関する各種助言・指導等
- 3 補助率 3/4

<現状・課題>

- 65歳以上の無年金被保護者の年金受給資格について、制度施行までの短期間で把握し、漏れなく申請していただくにあたって地方自治体の事務負担は大きい。
- 仮に自治体支援がない場合、年金手続きが進まないこととなり、結果として、公的年金制度の保障機能強化という制度改正の趣旨を没却するとともに、被保護者の自立支援の助長も進まない。

<事業のイメージ>

(注)本事業は年金制度改革に伴う地方自治体への緊急体制整備の支援のため、実施期間は平成29年度限り。

WOへの年金調査員等の配置支援 ⇒ 年金の請求漏れ防止 ⇒ 他法他施策の適正な活用
(生活保護費負担金の減)

【出典】：平成29年1月20日(金)に開催された、全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)で配布された『全国厚生労働関係部局長会議資料(厚生分科会)－社会・援護局－』45頁

(2) 生活保護法施行の事務監査について－【国民年金保険料免除理由該当届】の提出・『法定免除』の確認－

「平成29年3月29日付けで、厚生労働省社会・援護局長から各都道府県知事・指定都市市長宛に『生活保護法施行事務監査の実施について』の一部改正」の通知が発出されました<社援発0329第46号>。

直接的に年金に関する箇所は、「(3) 年金等の受給権の確認」の項目で、「(中略)58歳時に送付される『ねんきん定期便』」を、「(中略)59歳時に送付される『ねんきん定期便』」に文言を修正するだけでした。

一方、「年金受給権を得られる可能性がない場合、脱退手当金の受給可否を確認し、受給可能であれば請求手続きの支援は行われているか。」という文言は、変わっていません。

しかしながら、今回の受給資格期間短縮の施行を前に、手続きをされた関係者の情報を踏まえると、生活保護の開始が決定されたら、まず、【国民年金保険料免除理由該当届】を市役所などの国民年金の担当窓口提出する、あるいは国民年金保険料の『法定免除』が適用されているのかどうかを、事務監査では徹底して確認すべきと筆者は認識しています。

(3) 『法定免除』の職権適用の推進

実は、国も、これまで手をこまねいてみていたわけではありません。国としては、『法定免除』の手続き漏れが多いことをうけて、平成19年に、いわゆる「事業改善法」により国民年金法第108条第2項を改正し、「国民年金の法定免除対象者（省令で定めるものを除く）」について、新たに関係機関に対し、情報提供を求めることができる」としました。

これを受け、平成19年7月6日付けで、厚生労働省年金局長から社会保険庁運営部長宛に、通知＜年発第0706001号＞が発出され、改正省令の概要として、次のように記されています。

生活保護法に基づく生活扶助の受給者等となったことを確認できる情報の提供を受けた場合には、職権で免除の手続を行うことから、当該者の保険料免除の届出を必要としないこと。

つまり、福祉事務所など生活保護を担当する課から、一定の情報が提供されれば、職権免除を行うことができるようになった、ということです。

さらに、この通知を受け、平成19年8月22日付けで、社会保険庁運営部年金保険課長から地方社会保険事務局長宛に、通知＜庁保険発第0822001号＞が発出され、次のように記されています。

1 生活保護受給者等の情報

福祉事務所等又は関係機関から生活保護受給者等の情報の提供を受け、職権による国民年金法第89条に規定する法定免除の該当又は不該当の処理を行うこと。

なお、具体的な情報の受取方法及び事務処理方法については、別途通知するものであること。

市町村の国民年金の実務に詳しい職員の話によれば、市の福祉事務所など生活保護を担当する課から、同じ市の国民年金を担当する課に、次のような事務処理が行われているとのこと。自治体の事務処理の進め方には、それぞれの自治体の工夫があるようで、一律ではありません。

- [A] 生活保護受給者の開始・廃止の対象者リストが、月1回程度、国民年金や国民健康保険を担当する課に提供されるので、そのリストから本人へ法定免除についての勧奨を行う。
- [B] 上記[A]の本人への勧奨は行わず、国民年金の担当課で【国民年金保険料免除理由該当届】を作成して、日本年金機構へ提出する。
- [C] 生活保護担当課から提供された対象者リストを、そのまま国民年金の担当課から日本年金機構へ提供する（その後の対応は、勧奨するのか、職権処理するかは、日本年金機構の判断）。
- [D] 生活保護担当課から、対象者リストではなく【国民年金保険料免除理由該当届】の様式に福祉事務所長名で証明印をもらい、国民年金の担当経由で日本年金機構へ提出している。

筆者としては、生活保護受給者の法定免除を確実に事務処理し、将来の自立を助長に資するために、職権適用を、もっと積極的に推進してもよいのではないかと考えています。

また、平成26年4月より、法定免除に該当する人も、保険料納付を選択できるようになっています（【図表4】【国民年金保険料免除理由該当届】参照）。

障がい基礎年金を受給することにより、法定免除に該当する人はともかくとして、生活保護（生活扶助）を受給している人に、国民年金の保険料を納付することを選択させるかどうか、また、保険料の納付の意思を確認しなければならないのか、筆者ははなはだ疑問に感じています。

生活が困窮な状態にあり、最低限度の生活を維持することができない、つまり、そもそも国民年金の保険料も納付できないような状況にあるからこそ、生活保護の申請をしたのではないかと…。

いずれにしても、平成26年4月以後であっても、生活保護を担当する福祉事務所の職員や国民年金の担当職員が、生活扶助を受給する人に説明をし、本人も国民年金の保険料を納付する意思がないことを確認したうえで、国民年金の担当職員が、【国

民年金保険料免除理由該当届】を作成することは、差し支えないものと筆者は認識しています。

本稿を執筆するにあたり、街角の年金相談センター大宮のセンター長・内田健治様、社会保険労務士の竹内佐恵様に多大なご示唆をいただきました。深く感謝申し上げます。